

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一条第一項第九号、第九十条第一項ただし書及び第五号、
第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号、第一百条の二第一項本文及び第四号並びに第百
二条の二、同法第百五条第二項において準用する同法第百四条の四第五項及び第六項並びに同法第百
七条の二、第百十二条第一項、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歩行補助車及びシヨッピング・カート（これらの車で）」を「次に掲げるもの（」に改め、
同条に次の各号を加える。

- 一 歩行補助車、小児用の車及びシヨッピング・カート

二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）
イ 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。
ロ 車体の構造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

第三十三号の六の二に次の一号を加える。
六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

第三十三号の七第一項第三号中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。
第三十四号の三第二項に次の一号を加える。
五 法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者

第三十四号の三第三項中「第五号」を「第六号」に改める。
第三十九号の二の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「運転経歴証明書の交付」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九号の二の五 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第三項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当している者
二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当している者

三 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて法第百条の二第一項の基準該当当初運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者

2 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。

第三十九号の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三号第一項の表運転免許試験手数料の項中

| | | | |
|--|--|-----|------|
| 五百円（第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができる者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円）を加え、同表免許証再交付手数料の項中「二千三百五十円を千 | 千四百円（第三十三号の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることのできる試験にあつては、四百円） | 五百円 | 千四百円 |
|--|--|-----|------|

に改め、同表免許証再交付手数料の項中「千五百円」を「千四百円」に改める。

別表第二の一の表中「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（交通の危険）」を、「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（保持）」を加え、「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、「携帯電話使用等（交通の危険）」及び、「携帯電話使用等（保持）」を削り、別表第二の備考の二の6中「16」を「17」に改め、同表の備考の二の7中「17」又は「20」を「18」又は「20から22まで」に改め、同表の備考の二の8中「22から44まで、46から60まで又は62」を「24から46まで、48から61まで又は63」に改め、同表の備考の二の103を削り、102を103とし、98から101までを99から102までとし、同表の備考の二の97中「48」を「50」に改め、同表の備考の二の97を98とし、92から96までを93から97までとし、同表の備考の二の91中「46」を「48」に改め、同表の備考の二の91を92とし、83から90までを84から91までとし、同表の備考の二の82中「45」を「47」に改め、同表の備考の二の82を83とし、72から81までを73から82までとし、同表の備考の二の71中「32」を「34」に改め、同表の備考の二の71を72とし、54から70までを55から71までとし、53を削り、52を54とし、48から51までを50から53までとし、同表の備考の二の47中「19」を「20」に改め、同表の備考の二の47を49とし、46を48とし、45を47とし、同表の備考の二の44中「18」を「19」に改め、同表の備考の二の44を46とし、37から43までを39から45までとし、同表の備考の二の36中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の備考の二の36を38とし、21から35までを23から37までとし、20を21とし、その次に次のように加える。

22 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15に規定する場合を除く。）をいう。

別表第二の備考の二の19を20とし、15から18までを16から19までとし、14の次に次のように加える。

15 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

別表第六の六の項中「速度超過（二十五以上三十未満）」の下に「又は携帯電話使用等（保持）」を加え、同表の十二の項中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の十六の項中「携帯電話使用等（交通の危険）」を削り、同表の十八の項中「携帯電話使用等（保持）」を削り、同表の備考の二の7中「別表第二の備考の二の18」を「別表第二の備考の二の19」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の45」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の44」を「別表第二の備考の二の46」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の82」を「別表第二の備考の二の83」に改める。

附則

(施行期日)
1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第三十九号の四の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路交通法施行令第三十九号の二の五第二項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項の規定による申請をした日前五年以内」と、「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」とあるのは「平成二十八年四月一日以後」とする。

3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三